

要支援 1・2 及び要介護 1 認定者への福祉用具貸与費算定の可否について (車いす・移動用リフト)

要支援 1・2 及び要介護 1 の者に係る福祉用具貸与費の要否の判断における、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」(車いす及び車いす付属品)及び「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」(移動用リフト)については、認定調査票に該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及びサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより、指定居宅介護支援事業所が判断することとされています。

この判断について、春日市においては居宅サービス計画書等の提出による、保険者の確認が必要としています。

1 車いす(電動車いす)

(1) 「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」の判断について

基本調査「1-7 歩行」の結果が、「2. 何かにつかまればできる」の者で、かつサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントのもとで次のいずれにも該当すると判断した者。

- ア 車いす(電動車いす)の利用により、買い物や通院などを利用者自身で行うことができるようになり、行えるようになった外出行為に対して訪問介護(外出介護)の利用が不要となること。
- イ 車いす(電動車いす)が、単なる気分転換や閉じこもり防止の目的ではなく、利用者自身が日常生活を営む目的(利用者が行う仕事上の利用は除く。)で利用されること。

(2) 提出書類

- ア 「車いす(電動車いす)の貸与にかかる判断上の留意点」(別紙様式)
- イ 居宅サービス計画書(第1表～第4表)又は介護予防サービス計画書
- ウ 支援経過記録(サービス担当者会議の要点を含む。)

2 移動用リフト(段差解消機)

(1) 「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」の判断について

サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントのもとで、利用者自身の自力での移動ができない程度の段差等があり、その居宅において日常生活を営む上で必要であると判断した者。

(2) 提出書類

- ア 居宅サービス計画書(第1表～第4表)又は介護予防サービス計画書
- イ 支援経過記録(サービス担当者会議の要点を含む。)

3 留意事項

- (1) 必要書類は、福祉用具貸与の利用開始前までに提出してください。要介護等認定(新規・要支援者新規・区分変更)申請中で、届出の必要があるか判断できない場合も、貸与開始前に届出書を提出してください。
- (2) 届出書の提出がない、又は添付書類の内容等が不十分で、保険者である本市が必要性を確認しないままサービスを提供した場合、福祉用具貸与費は算定できません。
- (3) 本市が給付対象と判断し、届出書を受理した場合であっても、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与の必要性があるか検証してください。